

案件概要書

2015 年 2 月 24 日

1. 基本情報

- (1) 国名：バングラデシュ人民共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：バングラデシュ全土
- (3) 案件名：省エネルギー推進融資計画（Energy Efficiency and Conservation Promotion Financing Project）
- (4) 事業の要約：本事業は、経済成長に伴いエネルギー需給が逼迫しているバングラデシュにおいて、ツーステップローンによる譲許的融資や省エネルギーの機材導入に関する技術支援を通じて、省エネルギー機材の導入促進及びエネルギーの利用効率の向上を図り、もってエネルギー需給の安定及び気候変動の緩和に寄与するもの。

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における電力セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
バングラデシュは平均約 6%の堅調な経済成長を遂げており、電力・一次エネルギー需要が急増、需給ギャップが拡大している。2013 年の電力需要 8,349MW に対し、供給は 6,675MW であり、また一次エネルギーの約 5 割、発電エネルギーの約 8 割を占める国産の天然ガスも、潜在需要 2,543 百万立方フィート/日（MMCFD）に対し、供給は 2,197MMCFD と深刻な不足状態にある。かかる状況下、バングラデシュ政府はエネルギー源の多様化や発電設備の整備を通じ、供給体制の強化を図ってきたが、需給ギャップ解消には供給面の改善のみでは不十分であり、省エネルギー化の実現等、需要面の対策も喫緊の課題である。
需要面に関しては、バングラデシュにおける省エネルギー関連制度は未整備であり、政府による電力・ガス料金の低価格設定も相まって、民間の省エネルギー意識も低い。
バングラデシュ政府は、第 6 次 5 か年計画（2010/11～2014/15 年度）の中で、エネルギーの利用効率向上を喫緊の課題と位置付け、2012 年に省エネルギー促進を所掌する規制機関として「持続・再生可能エネルギー開発庁（SREDA）」を電力鉱物エネルギー省の下に設立した。現在、SREDA は、省エネルギー政策全体の方針・関連制度の制定に着手し、省エネルギー制度策定に向けた取組を実施している。
しかしながら、市場の省エネルギー意識が低い中では、制度整備のみによる抜本的な省エネルギー化の達成は困難である。拡大する需給ギャップの解消に向けては、需要側の省エネルギー設備導入及び制度運用のためのインセンティブ付けが必要であり、低利融資などの具体的な取組を図っていく必要がある。
- (2) 電力・エネルギーセクターに対する我が国の協力量針等と本事業の位置付け
本事業は、我が国の「対バングラデシュ人民共和国国別援助方針」の重点分野「中所得国化に向けた、全国民が受益可能な経済成長の加速化」における協力プログラム「電力・エネルギー安定供給プログラム」に合致する。

(3) 他の援助機関の対応

アジア開発銀行は再生可能エネルギー政策立案に係る支援、世界銀行は家庭を対象とした白熱電灯から電球型蛍光灯への転換支援、国連開発計画は家電製品を中心とした省エネルギー基準制定及びラベリング制度導入支援を実施している。

(4) 本事業を実施する意義

本事業は、我が国の援助重点分野と合致しており、またバングラデシュ政府の課題・開発政策とも整合性があることから、本事業を実施する必要性及び妥当性は高い。

3. 事業概要

(1) 事業概要

① 事業の目的

本事業は、経済成長に伴いエネルギー需給が逼迫しているバングラデシュにおいて、ツーステップローンによる譲許的融資や省エネルギーの機材導入に関する技術支援を通じて、省エネルギー機材の導入促進及びエネルギーの利用効率の向上を図り、もってエネルギー需給の安定及び気候変動の緩和に寄与するものである。

② 事業内容

- 1) ツーステップローン資金供与：SREDA の提携金融機関を経たツーステップローン
- 2) コンサルティングサービス：事業実施促進、省エネルギー機材導入に係る技術面の支援、事業関連法整備支援等
- ③ 他の JICA 事業との連携：「省エネルギーマスタープラン策定プロジェクト」において特定された優先分野を本事業の融資対象の選定に活用する。

(2) 事業実施体制

- ① 借入人：バングラデシュ人民共和国政府（The Government of the People's Republic of Bangladesh）
- ② 事業実施機関／実施体制：電力鉱物エネルギー省 持続・再生可能エネルギー庁（SREDA）
- ③ 他機関との連携・役割分担：特になし。
- ④ 運営／維持管理体制：詳細は調査にて確認

(3) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類 ☐A ☐B ☐C ☒FI
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、JICA の融資承諾前にサブプロジェクトが特定できず、且つそのようなサブプロジェクトが環境への影響をもつことが想定されるため。

(4) 横断的事項：詳細は調査にて確認。

(5) その他特記事項：詳細は調査にて確認。

4. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

フィリピン「産業公害防止支援政策金融計画」事後評価等から、エンドユーザーの投資意欲喚起のため、企業に対する地道な啓蒙活動を継続することが重要との教訓が得られている。

上記教訓を踏まえ、本事業においては、実施機関を介した省エネ意識向上や機材の

導入にかかる需要喚起セミナーの実施、導入に係る技術面での支援を通じて、サブローンへのアクセス向上を図ることを検討する。

以 上

〔別添資料〕 地図

省エネルギー推進融資計画 事業対象地図



バングラデシュ全土の企業・公共施設

<想定される省エネルギー分野例>

- ・政府ビル・グリーンビル(エアコン・照明)
- ・製造(貫流ボイラ)
- ・繊維(ガスタービンコジェネレーション、照明)
- ・食品冷蔵(冷蔵庫)
- ・製鉄(排熱回収)
- ・セメント(セメント粉碎機)
- ・養鶏(バイオガス発電)
- ・家電(エアコン・照明・冷蔵庫・ファン・テレビ)